

名古屋市教育委員会臨時会

令和 3 年 3 月 18 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 第 34 号議案 名古屋市教育委員会における課長以上の段階の職への昇任に関する基準の制定について

日程 2 第 35 号議案 教職員人事について

日程 3 第 36 号議案 事務局人事について

出席者

鈴 木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員 6 名 ※傍聴者 0 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会臨時会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。議事日程第 2「教職員人事について」から日程第 3「事務局人事について」につきましても、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思いをします。

また、会議録につきましても日程第 2 と第 3 については非公開としたいと思いをしますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 1 第 34 号議案「名古屋市教育委員会における課長以上の段階の職への昇任に関する基準の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

失礼いたします。日程第 1 でございます。資料の方をお開きください。

本件につきましては、これまで本市では係長以上の段階の職への昇任につきましては、任命権者であります教育委員会から人事委員会に対しまして、昇任させたい職員について選考を請求し、人事委員会の選考を経て、改めて教育委員会が昇任を決定するという人事上の手続きがございました。

このたび、人事委員会の関係規則が改正されまして、課長以上の段階の職につきましては、この人事委員会による選考というのを省くことができるとなりましたので教育委員会におきまして、この課長級以上の職の任用につきまして選考に必要な基準を定めるものでございます。

1 枚お開きいただきますと、「名古屋市教育委員会における課長級以上の段階の職への昇任に関する基準」と新たに定める基準を設けてございます。

第 2 条では昇任の発令、標準職務遂行能力の適正を有するかどうかを判断するということと、第 3 条でそれぞれの職における必要在職年数の規定がございます。この内容につきましては、同様に各任命権者で定めることとなった各行政委員会等の機関、標準同一内容で定めるというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 1 第 34 号議案「名古屋市教育委員会における課長以上の段階の職への昇任に関する基準の制定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 2 以降は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 28 分終了